

# “病床の証言”求める

原告  
弁護団  
入院中の細川氏に

水俣病訴訟

水俣病訴訟の原告弁護団（山本茂雄団長）は五月三十一日開いた弁護団会議で、東京上池袋のカン研付属病院に入院中の元チツソ付属病院長細川一氏（六六）に“病床の証言”を求めることを決め、同日干場茂勝弁護士を上京させた。三日には福岡の馬奈木昭雄弁護士も上京する。

細川氏は三十二年から三十七年

までチツソ付属病院長をしており、当時同病院が会社の承認のもとに行なったネコによる実験の責任者。細川氏は当時の実情を話すことで患者たちが有利になればと証言を申し出たため、五月六日原告弁護団は細川氏の臨床尋問を申請していた。

熊本地裁民事三部では、この申請にもとづいて早急に尋問したいとカン研病院に細川氏の病状を照会していた。五月二十一日に病院側が回答したところでは病状が思わしくなく、すぐに臨床尋問を行なうことは無理という判断だった。

このため原告弁護団では独自に

証言を求めることにしたもので、細川氏と親しい新潟水俣病弁護団の阪東弁護士に仲介を頼み、健康状態がよければ細川氏の話をテープにおさめることになっている。